資料１－２

高潮特別警戒水位の設定について

水防法（抜粋）

第 13 条の３（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

１　高潮特別警戒水位の位置付け

・　高潮特別警戒水位は、住民等の緊急的な身の安全確保に資する情報を提供するために定める

・　潮位が明確に上昇する時刻には、屋外では暴風により危険な状況となるため、潮位のみで「立退き避難（水平避難）」を呼びかけることは避ける

・　ただし、家屋の倒壊・流失等により屋内での安全の確保が困難であることが想定される場合は、この限りではない

・　一方、暴風となる前に避難を完了させることを考慮すると、相当低い潮位で高潮特別警戒水位を設定することとなる

・　したがって、各市の避難指示発令基準は、これまで通り気象庁が発表する高潮警報や暴風警報を原則とする
※　気象庁は、発表基準に到達すると予測される３～６時間前に気象警報を発表する

・　以上より、高潮特別警戒水位は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動すること（緊急安全確保）を呼びかけるものとする

２　高潮特別警戒水位の設定方法

・　一連で水位を周知する区間を、河川や丘陵地などの地形特性を考慮して設定する

・　情報伝達等に要する時間は、情報伝達 10 分、住民等の避難行動５分の計 15 分とする

・　各区間で、「決壊氾濫開始箇所の計画高潮位」と、「越流氾濫開始箇所の天端高から情報伝達等に要する時間内の水位上昇量を差し引いた水位」を基準水位観測所の水位に換算し、そのどちらか低い方の水位を高潮特別警戒水位として設定する
※　情報伝達等に要する時間内の水位上昇量の把握と基準水位観測所の水位への換算はシミュレーションの結果による

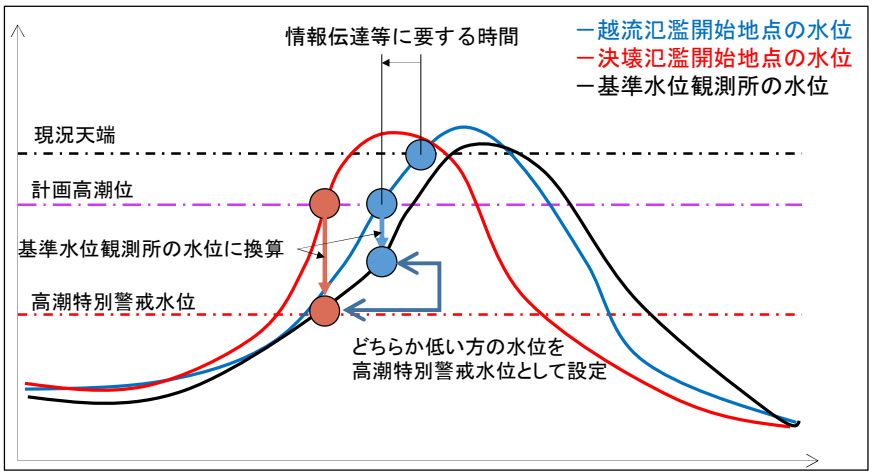
情報伝達等に要する時間
越流氾濫開始地点の水位
決壊氾濫開始地点の水位
基準水位観測所の水位
現況天端
計画高潮位
基準水位観測所の水位に換算
高潮特別警戒水位
どちらか低い方の水位を
高潮特別警戒水位として設定

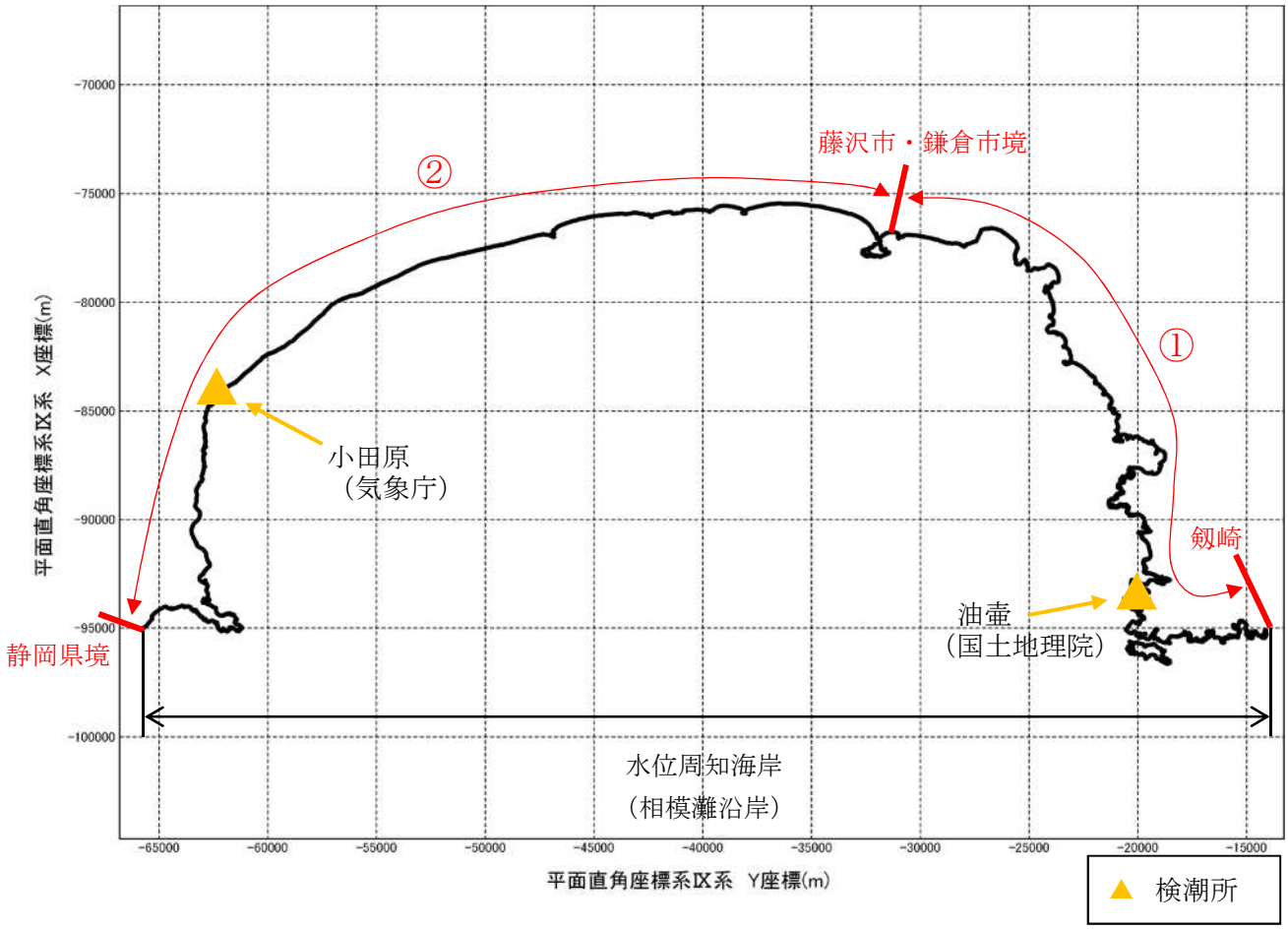
藤沢市・鎌倉市境
②
①
小田原
（気象庁）
剱崎
油壷
（国土地理院）
静岡県境
水位周知海岸
（相模灘沿岸）
平面直角座標系区系　X座標(m)
平面直角座標系区系　Y座標(m)
-70000
-75000
-80000
-85000
-90000
-95000
-100000
-65000
-60000
-55000
-50000
-45000
-40000
-35000
-30000
-25000
-20000
-15000
検潮所